

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） おはようございます。通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、国保税の引き下げについて伺います。依然として厳しい経済状況が続くもとの、今年度資産割の大幅な引き下げになったとはいえ、国保加入者にとって国保税の支払いは家計を重く圧迫しています。深刻な消費不況が続く中、さらに消費税10%への引き上げを予定する10月に向けて、食料品の値上げ発表も相次いでいます。住民の暮らしがますます厳しくなることは明らかです。新年度の国保会計予算では県への事業納付金が大幅な増額となっており、さらなる負担増が心配されます。暮らしが大変なときだからこそ、あらゆる財政措置で国保税の値上げを抑え、新年度もぜひ引き下げをし、国保加入者の負担軽減を図るよう求めるものですが、町長のお考えをお伺いいたします。

以前にも質問しましたが、子供の均等割の減免についてですが、この一、二年の間に独自に減免する自治体が広がっています。残念ながら県内ではまだないようですが、この間、全国の自治体に広がっている減免制度は第3子から全額免除や子供について3割減免などが主で、所得制限を設ける自治体もありますが、新年度実施予定の岩手県宮古市では全ての子供の均等割を全額免除する完全免除を行うとのこと。全国知事会などは子育て支援に逆行するとして子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を求めています。町としても国に求めていくとともに、町独自でも軽減策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成31年度国民健康保険特別会計予算の説明において、県へ納入する事業納付金が平成30年度と比較して11.7%増額していると申し上げておりますが、主な理由として、県全体の医療費が伸びていること、国から県に交付される普通調整交付金が減額されたことなどが挙げられます。事業納付金がふえれば負担も増加するわけですが、県が示した事業費納付金を踏まえ、美郷町の平成31年度の必要国民健康保険税額は滞納繰り越し分を除いて平成30年度比13.2%増額の4億4,269万1,000円となります。しかし、当初予算では県が示した必要国民健康保険税額より6,766万2,000円減額した3億7,502万9,000円を計上しております。これは、被保険者の減少に伴い医療

費が平成30年度と比較して2.5%減少すると見込んでいること、また、低所得者に係る軽減判定所得の見直しによる5割及び2割軽減基準額の引き上げに絡み保健基盤安定負担金の増額が見込まれることなど、医療費及び負担金の動向等を見据えて算定したためです。

その結果、保険税については平成30年度比較で33万7,000円の微増として計上しております。しかし、議員ご承知のとおり、繰り越し金や確定申告に伴う所得及び税収の動向など現時点においては正確に見通せない不確定要素がありますので、本算定までの間に医療費の動向をはじめ繰り越し金や税収見込みなどを精査し、適正な税率を検討してまいりたいと存じます。

次に、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入についてですが、現在県内で独自の軽減策を実施している市町村は、議員もおっしゃったとおりありません。東北では仙台市が実施していることですが、全国的にもごくわずかとのこと。こうした状況のもと、全国知事会では平成30年7月27日に平成31年度国の施策並びに予算に関する提案要望の中で子供に係る均等割保険料軽減措置の導入を要望しており、全国町村会でも平成30年11月28日の全国町村長大会の重点要望で子供に係る均等割保険料保険税を軽減するための支援制度を創設することを要望しているところです。国においてはこうした要望を踏まえて国と地方の協議の場で引き続き議論する考えを示した旨、報道がなされているところです。

美郷町においては、今後も全国町村会等を通じて支援制度の創設について求めてまいりたいと考えておりますが、国が支援制度を創設しない状況下において、町単独で実施することは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。なお、美郷町で保険税が7割、5割、2割の軽減に該当している18歳以下の被保険者は339人中221人の65.2%となっております。また、保険税が減免されている被保険者も35人おりますので、軽減及び減免措置が講じられている18歳以下の被保険者は75.5%と高い割合になっておりますことにもあわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 教育行政について、2点伺います。

はじめに、児童生徒の通学時のランドセルやかばんが重くなっている問題について伺います。テレビや新聞等でこの問題が報じられて以降、国民的関心が高まりました。ランドセルそのものは昔と比べ軽量化、背中に沿う形状やクッション性を追求したものなど、機能的によくなっていると保護者の実感としてもあるようですが、教科書のページ数が増えて厚くなっていることや、大型化していることなどが重くなった要因の一つに挙げられています。あるランドセルメーカー

の調査では、小学生で1週間のうちランドセルが最も重い日で荷物とランドセルを合わせて平均6キログラムを背負っているとの調査結果が出ています。首や肩、背中の痛みや腰痛を訴える子供もいるとのこと。保護者からの児童生徒の発達にとって影響を及ぼしかねないとの懸念を受け、文科省が負担を軽減する工夫例を紹介し、必要に応じ適切な配慮を講じるよう全国の教育委員会へ通知を出したとのことですが、当町の現状と対応についてお伺いいたします。

通知では宿題など家庭学習で使わない教科書やプリントなどを、机の中に置いて帰るいわゆる置き勉や、持ち物が多くなることがわかっている場合はあらかじめ数日に分けて持ってくるようにするなど工夫例を紹介していますが、なぜこういう事態になっているのか原因などについては触れていません。工夫を行うことはもちろん大切ですが、子供たちの負担を軽減する取り組みとともに、なぜこのような事態が発生してきているのか、学習内容の増大などその原因を究明し対応策を国に求めていくことが必要ではないかと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブの職員配置基準の参酌化について伺います。国は職員配置や資格の基準について従うべき基準から参酌すべき基準に緩和する方針を示しています。全国の学童保育関係者は約50年の年月をかけ子供の権利と安全、そして保護者の勤労する権利を守るために全国一律の最低基準の確立を求めてきました。これらの運動の成果としてようやく国が2015年に1教室に原則2人以上の職員を配置し、そのうち1人は都道府県の講習を受けた放課後児童支援員とすることを従うべき基準として定めたものを、わずか3年足らずで放棄してしまおうとすることは暴挙と言えます。これが実施されれば自治体間での格差と質の悪化が広がり、子供たちの健やかな成長や安全を犠牲にした受け皿の拡大になることが懸念されます。当町においては現状を後退させることなく子供たちが安全安心に過ごせるような体制を維持していくよう求めるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童生徒の通学時のランドセルなどの重さについては町内の各学校ともかなり前から過重な負担にならないよう注意を払い、取り組んできているところであります。そのような中、文部科学省から昨年9月6日付で児童生徒の携行品に係る配慮についての事務連絡形式での通知が届いております。その通知では、通学時に授業で用いる教科書やその他教材、学用品等が過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念や、保護者等から配慮を求める声が寄せ

られていることを受けて児童生徒の携行品の重さや量について、必要に応じ適切な配慮を講じることを求めています。同じころに、町教育委員会では通学時の児童生徒の荷物の重さについて全小学校に聞き取り調査を行い、学年ごとの実態を把握していたところでもあります。

その結果からは、各学校で以前から児童生徒の発達段階や学習上の必要性に応じて通学時の荷物の軽減化を図っていることが再確認できました。例えば、家庭学習等での使用頻度の少ない教材や教具は学校に置いていけるように定めたり、荷物が多くなりがちとなる学期はじめや学期末には無理のない計画的な持ち運びとなるように指導したり、それらのことを学年通信等で保護者にも周知するなどの取り組みがなされておりました。また、学校に置いていける教材等を持たない通学時の荷物の重量は小学校高学年でも5.4キログラム以下であり、児童・保護者から重過ぎることによる健康障害や登下校で支障を来しているといった訴えはないとのことでした。

これらにより、町教育委員会としましてはこの問題に対して各学校で適切な対応がなされているものと判断したところでもあります。さらに、この3月6日に改めて調査を行いましたところ、当日必要なもののみを持って通学した児童の荷物の重量は小学校高学年でもおおむね5キログラム程度でありました。そして、この問題についての児童・保護者からの訴えや相談は、昨年9月以降もない状況であります。なお、一部には学校に置いていけるにもかかわらず持ち帰ったり、当日必要のない教科書等まで持って通学したりする児童がおります。その場合には、荷物が重くなり過ぎることもありますので、各学校ではそれら児童に個別に声かけを行うようにしております。

次に、通学時の荷物が重くなっている原因や背景についてであります。社会情勢や時代の要求によって学習内容や授業時数が増加していることが挙げられます。それに加えて、全ての児童生徒にわかりやすい教科書を提供するということから、ページ数の増加や大判化がなされたことにより重さも増してきております。町教育委員会としましては、このような現状の改善について教育関係の会議などでの機会を見て文部科学省に要望していきたいと思っております。そして、今後も各学校と協力しながら児童生徒の健やかな成長と登下校の安全確保のために通学時の荷物の負担が増大しないよう注意を払い、適切な対応に努めてまいります。

次にご質問のありました、放課後児童クラブ職員配置基準の参酌化についてお答えいたします。はじめに、現在の国の基準についてですが、40人以内を1クラスとして、クラスごとに2人以上の職員を配置し、2人のうち1人は放課後児童クラブ支援員資格所持者を配置することとしております。また、本町の放課後児童クラブの実態についてですが、3月1日現在の利用児童数は千畑地区めだか児童クラブは68人、六郷地区わくわく児童クラブは110人、仙南地区仙南っ子児

童クラブは88人となっております。

次に職員の配置状況ですが、全ての児童クラブで各クラスに常時2人の職員を配置しているほか、特別な支援が必要な児童に対応する職員を加え、さらに早番・遅番・土曜日勤務などのローテーションを考慮して全体で27人の職員を配置しております。また、その職員のうち支援員資格所持者は全体の70%に当たる19人となっております。放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、町では国が定めた基準を満たすよう人材確保に努めるとともに、研修に積極的に派遣し支援員資格所持者の育成にも注力してきております。

このような中で、国は昨年12月25日に閣議決定した地方からの提案等に関する対応方針において放課後児童健全育成事業の従事するもの及びその員数については、従うべき基準を参酌すべき基準と改めることにしました。この閣議決定の意味するところは、国が全国一律に基準を定めていたことを改め、地方が実態に即して職員を配置することを可能にするものと受けとめております。このことについては、昨日国からの通知が届きまして、2020年4月1日から施行するということではありますが、町としましては児童の安全確保や各放課後児童クラブの充実のためにこれまでの国の基準に基づく職員配置を継続していく必要があると考えております。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで5番泉 美和子君の一般質問を終わります。